



はなまるクーポン 2026 参加店募集！

◎前回クーポン利用実績 **16,112件**！デジタル対応として、かしチケアプリ活用！

◎標準枠**1枠2,000円**！別途、枠拡大オプションあり！

少ない負担で広範囲へ
自店 PR ができます！

◎参加店情報が掲載されるチラシは柏崎・刈羽地域に**全戸配布(約35,000部)予定**！

毎年好評の「元気はなまるクーポン」を本年度も実施いたします。
サービス内容はお店の自由。このクーポンを上手く利用してお店の活性化にお役立てください。

◎はなまるクーポン券事業について

◆事業概要

★例年より事業期間が
1ヶ月前倒しとなります。

【期間】令和8年1月13日(火)～2月23日(月・祝)

【目的】・客足が鈍り消費が落ち込む冬の期間に、消費者がお得に感じるサービス提供を行い、消費喚起を図る
・集合チラシに店舗情報を掲載することにより、自店を知ってもらうきっかけとする

【参加資格】下記(1)～(3)のいずれかに該当する事業所・店舗の方

(1) 柏崎商工会議所の会員のうち、対消費者に商売を営むもの

(2) 柏崎市商工会の会員のうち、対消費者に商売を営むもの

(3) 柏崎あきんど協議会を構成する商店街振興組合、業種組合に加盟する事業所
なお、参加の際は実施ルール遵守およびアンケートへの協力が必須となります。

【広報】チラシ：広報かしわざき(1月号)折込み、参加店・市内施設への配置 等
広告：各種パブリシティへ掲載予定

【内容】①各店舗にて、クーポン券を利用するための条件および特典を設定

②クーポン券を提示かつ各店舗指定の条件を満たしたお客様にサービスを提供

③クーポン利用者の中にスタンプラリー参加者がいる場合には台紙に押印

★参加者は、異なる3店舗のスタンプを集めると商品券が当たる抽選会に応募可能。
クーポン券による「おトク」提供終了後も、商品券の利用による来客を見込むことができます。

【参加料】標準枠：2,000円 PRスペース2倍：6,000円 同4倍：14,000円

※会員以外の方は、別途非会員料金(15,000円)を徴収いたします。

【参加申込】参加料を添えて、10月22日(水)までにお申込みください。

◆参加店の義務

- ・利用者よりクーポン券を提示してもらい、自店で設定した条件を満たしていることを確認した上でサービス・特典の提供
- ・クーポン利用者のうちスタンプラリー参加者には、台紙への押印
- ・中間アンケートおよび事業終了後アンケートへの回答
- ・利用件数の把握および台紙回収時に事務局へ報告

以上のルールの遵守をお願いいたします。

クーポン券チラシについて

○店舗掲載スペースの内容（予定）



- ①店舗名
- ②サービス内容：約1ヶ月半、無理なく提供でき、お客様がお得を感じる内容を検討しましょう。
- ③条件：自店の客単価や商品単価などを踏まえ、利用しやすい条件を設定しましょう。
- ④PR：自店の特徴やクーポンサービスに関する事について簡潔に記載しましょう。
- ⑤店舗住所 ⑥定休日 ⑦営業時間

■標準枠(掲載可能店舗数:1店舗分) 2,000円 縦47mm×横50mm

原稿作成の都合により、1枠は上記レイアウトのみとなります。

1事業所より複数店舗参加する場合、これまでは倍枠の利用をお願いしておりましたが、標準枠×参加店舗数とすることができます。ただし、掲載順は店舗名五十音順になりますので、同一事業所でも離れて掲載となる場合がございます。また、掲載場所の希望・指定はできません。

文字数を大幅にオーバーする場合や、画像を複数入れる場合は拡大サイズをお申込みください。

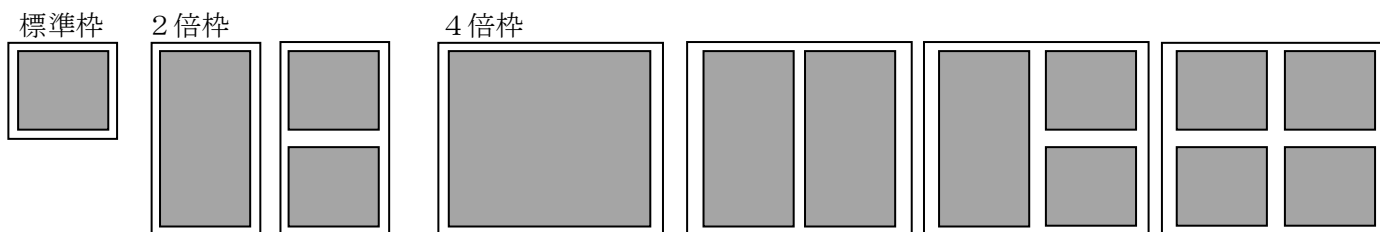
■2倍枠(掲載可能店舗数:1~2店舗分) 6,000円 縦96mm×横50mm

縦方向のサイズが2倍になります。1枠内に1店舗または2店舗分が掲載できます。

■4倍枠(掲載可能店舗数:1~4店舗分) 14,000円 縦96mm×横100mm

縦方向、横方向のサイズが各2倍になります。1枠内に1店舗~4店舗分が掲載できます。

☆各枠のイメージ↓



■掲載写真について

掲載写真は、申込み時にデジタルデータをあきんど協議会 LINE・事務局メールアドレスへお送りいただくか、プリント写真（返却はいたしません）をご提出ください。

(!) 継続の参加店も改めてサービス・条件をご検討ください！

提供していただくサービスは、自店に無理がない範囲でお願いします。ただし、あまりサービス内容・利用条件を厳しく設定すると利用者も減ってしまいます。

実施期間は約1ヶ月半ありますので、期間中どのようなサービスを提供するかによって、どれだけの集客が見込めるか、その結果どのくらいの利益に繋がるかをしっかり考えてサービスの内容・条件を決めましょう。これまで継続して参加いただいている方も、改めてサービス・条件についてお考えいただき、上手にご活用ください！

クーポン券利用者限定スタンプラリー



クーポン券をより効果的に使っていただくため、クーポン券利用者限定のスタンプラリーを今回も実施します。

クーポン券をご利用いただいた方に利用店の認印（社名・店舗名入りゴム印等）を台紙に押しいただき、3つの欄（異なる3店舗）が埋まったら、必要事項を記入の上、台紙を応募していただきます。

今回も賞品として、例年同様クーポン券事業ご参加のお店でのみ利用できる商品券を進呈します。クーポン券利用とともに、本商品券利用による売上効果も期待できることと思います。

なお、商品券はお客様のご利用後、事務局にて換金いたします。また、商品券の有効期限は令和8年5月末日までとします。

クーポン券事業参加店のみで使える商品券が当たる！

10,000円分×10本
5,000円分×40本
3,000円分×190本

はなまる
総額 87.0万円
合計 240名様

●「参加店のぼり旗」を希望者にご用意いたします（有料）

毎年、のぼり旗があったから、立ち寄ってみたというお客様の声をいただいております。

効果を高めるため、全参加店の皆様から提示いただきたく、お願い申し上げます。

昨年と同じデザインですので、昨年のもをそのままご利用いただいても結構です。

1枚 1,000円（ポールは各店でご用意下さい）

※後日実施する参加店説明会の際に販売いたします。



参加店
はなまる
クーポン

●かしちケアプリ・SNSの活用



かしちケ

かしわざき地域のお店の
おトクな情報アプリ

柏崎地域のお店の情報アプリ“かしちケ”を、今回も活用します。チラシと同じ全参加店の情報を、はなまるクーポン期間中にアプリに掲載します。また、はなまるクーポン終了後も、お店の情報は事業に関する項目を除いて掲載されます。アプリは、サービスを受けるための条件のひとつであるクーポン券提示の代替となる他、スタンプラリー機能も付きます。

【アプリへの掲載内容】

①クーポン・条件の内容 ②PR文章 ③画像 ④店舗名・営業時間等の情報

※クーポンチラシに拡大枠で掲載している店舗は、掲載する内容全てを掲載することはできません。

※クーポン期間中は、すべての参加店がアプリに掲載されます。事業期間終了後の掲載継続の希望につきましては、改めてご案内いたします。

はなまるクーポン 参加店アンケートにてよくいただく質問について

★印のある質問は、特に多く回答をいただいている事項になります。

Q1. 紙クーポンや、アプリで個店ページのクーポン画面の提示が必須な理由は？店(店員)が忙しく、対応できない。★

A1. 紙クーポン券の提出・アプリ画面等の提示により、はなまるクーポンを使用するという明確な意思表示や、利用件数の把握に役立っています。また、形があるものをきちんと提示することで、口頭の場合に生じる可能性がある「言った言わない」トラブルを防止することにもつながります。

Q2. 「サービスを受けるための条件が店によって異なっている。統一してほしい」とクレームがあった。★

A2. 当事業は、様々な業種の皆様よりご参加いただいております。各店の条件・特典の内容については、各店舗で負担できる範囲内で設定してもらっています。また、客単価などは業種・業態により異なるため、クーポン条件・特典を揃えることはできないと考えております。

Q3. 「クーポン参加者限定スタンプラリーに応募しても商品券が当たらない」と言われた。★

A3. 当事業を開始してから20回が経過し、地域の皆様に柏崎の冬のイベントとして定着してきたこともあり、年々参加者・応募者が増えております。そのため、ここ数年の当選確率は3～5%になっております。
(例)2025年2月～3月実施時 当選確率…約5%(当選本数 220本、応募数 4,069件)

Q4. 店舗独自の条件やサービスは不要で、「一律●●円お買い上げでスタンプ押印」が良いのではないかと。

A4. 当事業の目的は、お買い物での「おトク」を提供することで、来店機会を創出することです。スタンプラリーはあくまで買い回りを促すための補助的なコンテンツですので、スタンプ押印が店舗利用の主たる目的となってしまうような設定はできないと考えております。趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。ただし、<A2>のように、条件・サービスは各店の無理のない範囲で構いません。

Q5. 気候の良い時に実施したほうが良いのではないかと。

A5. 当事業は、客足が鈍る冬の時期の消費喚起およびお店に足を運んでもらうきっかけ作りとして実施しております。趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

Q6. スタンプラリーの台紙だけを見せ、クーポン券(画面)を提示しない人がいる。

A6. 当事業は、各店でクーポンを提示したうえで条件を満たすと、特典が受けられるという流れになっております。台紙は、クーポン利用者の中で希望する方が参加できるスタンプラリー用のものであり、クーポン券の代替品という考えではありません。チラシでも注意喚起をしておりますが、参加店の皆様からもお声がけをお願いします。

Q7. 「同じお店でもスタンプをもらえたら良い」「異なる3店舗分のスタンプを集めるが大変」との声がある。

A7. 様々なお店を回ってほしいと理由から、一つのスタンプカードに同じ店はNGとさせていただいています。当事業をきっかけに今まで行ったことのないお店に行ってもらいたいという考えもありますので、趣旨をご理解いただきますようお願いいたします。

柏崎あきんど協議会 柏崎商工会議所	【事務局】 柏崎商工会議所 中小企業相談所 小川、阿部 TEL:22-3161 FAX:22-3570 メール:hanamaru@kashiwazakicci.or.jp
----------------------	--

